

第5章

分野別計画

基本目標 1

育み学び誰もが成長するまちへ

1-1

子どもの育ちと子育てを応援する

1 子育て

現状と課題

すべての子どもが健やかに生まれ育つためには、安心して妊娠・出産でき、子育てができる環境を整備することが大切です。

また、本市は子育て家庭における核家族が多く、核家族化の進行は、親族からの育児支援を得る機会の減少につながり、地域社会が子どもの育ちを見守る慣習の希薄化などと相まって、出産や子育てに関する親の不安感や負担感が増大する要因にもなっています。

そのため、母子の健康保持、子どもの健やかな発達と育ちを見守り続けるため、医療・保健・教育・福祉など複数の分野が連携・協力を図りながら、支援を充実することが重要です。また、誰もが安心して出産し子育てができるよう、身近な地域での相談に加え、関係機関の連携による専門的な支援や相談体制を充実する必要があります。

女性の就労率の上昇などに伴い、保育需要は一貫して増加しており、これまで市では認可保育所^{*}の新設や公立幼稚園の認定こども園^{*}への移行など、保育所定員の拡大を積極的に推進してきましたが、待機児童の解消には至っていません。

今後も保育需要の増加が見込まれることから、待機児童の解消に向けた更なる取り組みが不可欠であり、保育の質の向上を図るため、保育士の確保や定着の支援に取り組むことも重要です。

さらに、身近な地域での相談や、親子の交流の場の整備、緊急時における保育の充実など、多様なニーズに応じたサービスの充実を図る必要があります。

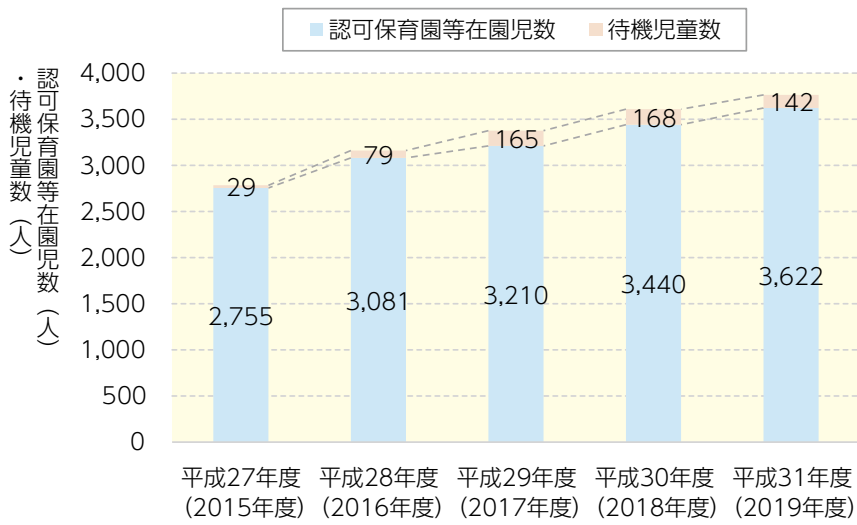
ひとり親家庭などは、子育てと生計の確保という二重の役割を一人で担い、保護者の負担が大きく、所得や就業、家事などに困難を抱えるケースも多いことから、生活を支える取り組みが必要となります。

一方、子どもの生命が奪われるなど、重大な児童虐待事件は後を絶たず、大きな社会問題となっています。全国の児童相談所への虐待相談対応件数は、一貫して増加を続け、近年では、関係機関が関わりながら児童虐待による死亡事件が発生するなど、深刻な状態が続いており、本市のこども家庭支援センターによる虐待相談件数も増加し続けています。

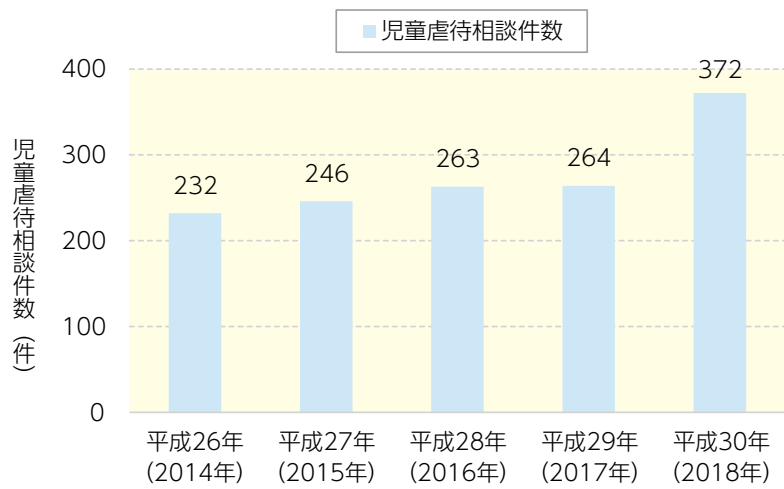
児童虐待防止のため、警察や児童相談所、市の関係機関が連携し、適切に役割を分担しながら、切れ目のない支援をしていかなければなりません。

基本目標1 育み学び誰もが成長するまちへ

◆保育園在園児数及び待機児童数の推移



◆児童虐待相談件数の推移



保育所の様子

施策の展開内容

(1) 安心して子育てできる環境づくり

妊産婦の健康を確保するため、妊婦健康診査の実施や産後ケア、訪問・保健指導などにより、疾病及び異常の早期発見、健全な母性の育成に取り組めます。

また、子どもの健康の保持・増進を図るため、乳幼児健康診査や予防接種を適切に実施するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費の助成などに取り組めます。

母子の健康や妊娠・出産・子育てに対する悩みや不安に適切に対応するため、子育てケアプラン^{*}の作成をはじめ、子育て相談や学校教育相談など、子どもの誕生から成長段階、家族のライフステージに対応した情報提供や各種相談体制の充実を図ります。

心身の発達に遅れや心配のある子どもが地域において自分らしく健やかに育ち、保護者が安心して子育てできるよう、その発達段階に応じた専門的な相談・療育体制の充実を図ります。

(2) 保育サービスの充実

増加する保育需要に対応し、待機児童を解消するため、認可保育所^{*}や小規模保育所^{*}の整備など、保育定員の拡充を図ります。

子どもの発達に応じた質の高い保育を提供できるよう、引き続き、保育士などの処遇改善や資質向上の取り組みを推進します。

すべての児童が放課後などに安全な環境の中、多様な活動ができるよう、児童育成クラブについては、対象年齢の拡充や受け入れ定員の増加を図るとともに、運営や施設のあり方について検討します。また、児童育成クラブと放課後子ども教室を一体的に運営する「放課後うらっこクラブ」については、学校や地域と連携し、更なる充実を図ります。

(3) 多様な子育て支援サービスの充実

地域の子育て力を高めていくため、子育て支援の担い手を育成するとともに、子育て中の親子が気軽に集い、相談・交流する場など、身近な地域における子育ての支援の充実を図ります。

在宅で子育てをしている家庭などを支援するため、一時的に保育できなくなった場合、保育園などで一時預かりを実施します。

保護者が病気や介護、出産などで緊急一時的に子どもを預けることができるショートステイやトワイライトステイといった子育て短期支援事業を東野地区の複合福祉施設内で実施します。また、病気や病気回復期の子どもを預かる病児・病後児保育の充実を図ります。

ひとり親家庭などの生活の安定と自立を促進し、子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援や就労支援、家事支援などの自立に必要な支援に取り組めます。

(4) 児童虐待の防止

子どもを虐待から守るため、あらゆる機会を捉え、虐待が疑われる子どもの環境を的確に把握し、児童相談所をはじめとした関係機関との連携強化を図り、児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応に取り組めます。また、児童福祉に携わる職員などに向けた研修会や市民向けの広報・啓発活動、相談先の周知徹底、保護者に対する指導・支援を推進します。

DV^{*}被害を受けた母子や虐待を受けた児童の一時保護を迅速に行うため、関係機関との連携強化に一層取り組めます。

2 健全育成

現状と課題

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などを背景に、様々な世代の大人と子どもとの交流や体験活動の機会が減少するなど、子どもが基本的な生活習慣やコミュニケーション能力を身に付けにくい社会環境になってきています。

このような中、子どもが豊かな心を育むためには、家庭におけるしつけや教育力の向上を図るとともに、地域社会全体で子どもの育成に取り組んでいく必要があります。

そのため、子どもが主体的に学び成長できるよう、子どもが安心して過ごせる場や素直に自分を出せる場、好奇心と創造力を刺激される場など、自らの意思で選択し過ごすことができる多様な居場所や環境づくりを行う必要があります。

また、地域社会での様々な活動や体験、世代間交流、異年齢児交流などを促進するとともに、青少年の社会全般の規範意識を高めるため、地域全体の協力により、青少年及び保護者の相談・支援体制を充実する必要があります。

一方、ニート*やひきこもり*などの問題が深刻化しつつあり、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年への支援のあり方が大きな課題となっています。

施策の展開内容

(1) 子どもの健やかな成長と豊かな心を育む環境づくり

年齢の異なる子どもたちが遊びを通じた交流を通じて、自主性や創造性を育むため、安心してのびのびと遊ぶことができる場や過ごせる場の充実を図ります。

また、すべての児童が放課後などに多様な活動ができるよう、児童育成クラブと放課後子ども教室を一体的に運営する「放課後うらっこクラブ」の更なる充実を図ります。

様々な人々との交流や多様な経験を通して、心の豊かさやたくましさを育むことができる環境づくりを、地域と連携しながら進めます。

家庭教育が果たす役割とその重要性に対する保護者の認識をさらに深めるため、保護者の役割や子どもの成長段階に応じた子育てなどについての情報の提供と学習機会の充実を図り、家庭教育力の向上を支援します。

青少年補導員連絡協議会や学校・警察などと更なる連携・協力を図り、地域全体で非行防止と健全育成を支える活動を推進するとともに、相談体制の充実を図ります。

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや青少年に対して、状況に応じた支援を行うとともに、家庭・学校・地域がそれぞれの立場から責任を自覚し相互に協力しながら、社会全体で子どもや青少年の成長を支える環境づくりに取り組みます。

1-2

子どもの可能性と未来を拓く教育を推進する

1 学校教育

現状と課題

近年の技術革新やグローバル化など、教育を取り巻く環境が年々変化し、求められるものも一層多様化しています。

令和2年度(2020年度)から順次実施される、小・中学校の新学習指導要領^{*}では、変化の激しい時代の中で、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、自ら未来を切り拓いていけるよう、主体的・対話的で深い学びの実現やICT^{*}の活用、論理的思考能力を育むプログラミング教育^{*}の必修化、外国語教育の更なる充実などが掲げられています。

こうした教育を取り巻く環境の変化に対応しつつ、教育の根幹となる知・徳・体を育むことはもとより、人との豊かな関わりや郷土愛を育むなど、特色ある教育を推進する必要があります。

児童生徒一人ひとりの学習の理解を深めるため、少人数教育^{*}、習熟度に応じた指導などを今後も推進していくことや、近年増加している日本語を母国語としない児童生徒に対する支援などが求められています。また、教職員の資質の向上や、指導方法の工夫・改善を行う必要があります。

特別な教育的支援が必要な児童生徒に対しては、教育的ニーズなどに応じたより適切な指導や支援が受けられるよう、特別支援学級^{*}や通級指導教室^{*}の整備による多様な学びの場の充実を図るとともに、県立特別支援学校の誘致を促進していく必要があります。

家庭の経済事情による教育の格差が問題となっていることから、経済的な理由により就学が困難な児童生徒や、学業成績が優秀で学習意欲が高い学生に対しても引き続き支援することが求められています。

いじめの問題は、児童生徒の生命や身体に係る重大な事案につながる懸念されることから、今後も引き続き、いじめの未然防止や早期発見・早期対応を図る必要があります。また、不登校の児童生徒に対しても、スクールライフカウンセラー^{*}やいちょう学級^{*}などによる相談や学習の支援を行うことが求められています。

すべての児童生徒が、等しくかつ質の高い教育を受けるためには、学校施設などの教育環境の向上が重要であることから、今後10～20年先の児童生徒数の動向を見極めながら、学校規模の適正化や通学区域のあり方について検討していく必要があります。また、老朽化の度合いに応じた施設の改修や、ICT^{*}環境の整備などの取り組みを進めることが求められています。

保育需要の増加が見込まれる反面、公立幼稚園・認定こども園^{*}の園児数は、減少が見込まれます。そこで、限られた土地や施設を最大限活用するとともに、幼児教育の水準の向上を図るために、公立幼稚園・認定こども園^{*}に求められる役割や機能、規模など、公立幼稚園・認定こども園^{*}のあり方を見直す必要があります。

学校の安全対策については、警備員や防犯カメラによる犯罪抑止や、通学路安全点検などの交通安全対策を推進するとともに、子ども自身が身を守り、危険に近づく行動をしないための指導が求められています。

社会全体で子どもの成長を支えていくことは、子どもの社会性や健全な育成のために不可欠であることから、学校・家庭・地域・行政が連携し、地域全体で子どもを育む体制づくりが重要です。

施策の展開内容

(1) 特色ある教育の推進

児童生徒がこれからの時代に求められる資質・能力を着実に身に付け、自ら未来を切り拓いていけるよう、教育の根幹となる知・徳・体を育む教育の充実を図ります。また、情報活用能力を育成するICT*を活用した教育をはじめ、時代の変化や新たなニーズに対応した教育を推進します。特に国語教育は、情緒力や論理的思考力といったすべての教科や学問の基盤となるものであるため、子ども図書館との連携も含め、一層の充実を図ります。

児童生徒にふるさと浦安の歴史や文化を伝えるため、郷土博物館の活用や歴史・地域学習を推進し、郷土愛を育みます。また、自国以外の文化を理解し、相手を尊重する心を育むため、国際理解教育や平和教育を推進します。

児童生徒が社会へ参画・交流し、社会の一員としての資質を育成するため、学年・世代を超えた交流の場を提供します。

就学前から義務教育9年間を見通した学びの連続性を確保するため、幼稚園・認定こども園*・保育園・小学校・中学校の連携教育を推進します。また、市内の保育・教育施設に通う就学前の子どもたちが、等しくかつ質の高い保育・教育を受けられるよう、「浦安市就学前保育・教育指針」に基づき、一人ひとりの特性に応じた指導を推進します。

(2) 一人ひとりの個に応じた指導の充実

児童生徒一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、能力や状況に応じたきめ細やかな教育を推進するため、少人数教育*や習熟度に応じた指導、日本語の指導を必要とする児童生徒に対する支援などに取り組みます。

教職員の資質や指導力の向上を図るため、専門的・実践的な研修会や講座の実施、指導に必要な教育情報を円滑に入手できる環境を整備するとともに、学力・生活実態調査の結果を踏まえた指導方法を工夫・改善します。

特別な教育的支援の必要な児童生徒一人ひとりが持てる力を十分発揮できるよう、特別支援学級*の全校への整備や通級指導教室*の適正な配置を進めるとともに、より身近な場所で、教育的ニーズに対応した指導や支援が受けられるよう、県立特別支援学校の誘致に向けて千葉県と協議を進めます。

経済的理由により就学が困難な児童生徒への必要経費の援助の充実や、学業成績が優秀で学習意欲が高い学生を対象とした奨学支援を行います。また、保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の無償化に向け取り組みます。

いじめや不登校など、児童生徒への指導上の諸問題の未然防止及び早期発見・早期対応に向け、スクールライフカウンセラー*やいちょう学級*などによる関係機関とも連携した相談支援体制の充実を図ります。また、重大事案発生時における危機管理体制を強化します。

(3) 教育環境の向上

教育機会の均等を図るため、各学校区における今後10～20年先の児童生徒数の動向を適切に見極めながら、学区の変更や学校の統合などに取り組みます。また、各幼稚園・認定こども園*についても園児数の動向を適切に見極めながら、規模適正化に取り組むとともに、あり方を検討します。

学校施設の老朽化の度合いに応じた改修・修繕や設備機器の更新、ICT*環境の整備など、学校施設の機能の維持・更新を図ります。

基本目標1 育み学び誰もが成長するまちへ

小学校への警備員の配置、防犯カメラの設置による犯罪抑止力の強化と通学路安全点検の実施など、実践的・効果的な防犯対策や交通安全対策を推進します。また、警察と連携した防犯教室や交通安全教室、地域安全マップづくりなどの安全教育に取り組みます。

教職員のこころの健康及び悩みに関する相談支援体制の充実を図ります。

(4) 地域とともに子どもを育む体制の推進

より市民に信頼され開かれた学校となるよう、保護者や地域の方々の意見を幅広く聞きながら、学校、家庭及び地域との連携による学校づくりを推進するとともに、教育方針や具体的取り組みなどの教育情報を提供します。

様々な世代の大人や子どもたちとの交流を通して、将来における多様な進路の存在に触れる機会を創出するとともに、社会性やコミュニケーション能力を身に付けられるよう、家庭・学校・地域との連携・交流の促進や異学年交流活動の充実を図ります。

地域全体で部活動の充実や児童生徒の学力向上を促進するとともに、地域住民と児童生徒の交流を促進するため、地域人材の活用を図ります。



学習活動の様子



地域住民との連携・交流

1-3

生涯にわたる学びと人のつながりを大切にする

1 生涯学習

現状と課題

生涯学習は、人々の知的欲求を満たし、生活の改善や自己実現、さらには人間としての成長につながるものです。

高齢化が進展する中で人生を豊かに生きるためには、生涯にわたって学習し、学んだ知識を地域や社会の課題解決のために活かすことが期待されます。

これまで市では、公民館や図書館、郷土博物館などの施設整備をはじめ、多様な学習ニーズやライフステージに応じた学習機会の提供を行うとともに、学習成果を地域で活かせる取り組みを行ってきました。

今後も市民一人ひとりが、必要なときに必要な知識が得られるよう学習機会の拡充を図るとともに、市民の学習活動につながる情報提供や学習相談体制の充実を図る必要があります。

また、高齢化の進展や地域における人間関係の希薄化が進む中、学び合いや交流を通して市民が地域の中でつながりを持つ重要性はさらに高まるものと考えられることから、学びを通して人と人がつながる環境や団体相互が交流・連携できる環境を充実することが求められています。

さらに、市民一人ひとりが学んだことを地域の中で実践していくことで、地域の課題解決や持続的な発展につながることから、生涯学習を行う多様な主体と連携・協力しながら、学びの成果を活かせる場の充実や、学びと実践をつなぐ人材を育成する必要があります。



中央図書館

施策の展開内容

(1) 市民一人ひとりが学ぶ機会の充実

多様な学習ニーズに対応するため、ライフステージやライフスタイルに応じた学習機会の提供や誰もが学習しやすい環境の充実、さらには、現代的・地域課題に対応した学習内容などの充実を図ります。

誰もが学習情報を入手できるよう、ICT*や広報紙など、適切な手段による情報発信を行うとともに、情報の質の向上など、効果的な情報提供に取り組みます。

子育て世代が親子で読書に親しみ、子どもたちが主体的に学ぶ場として、子ども図書館を整備します。

(2) 市民がつながり交流する機会の充実

市民が学びを通して交流し、地域の中で市民同士がつながりを持てる環境の充実を図ります。

図書館では、個人の調査研究や学習を目的とした施設利用とともに、市民が交流し学び合うことを通して新たな知識を創造できる場としての充実を図ります。

公民館では、市民の主体的な講座などの企画・運営を促進するとともに、主催事業におけるワークショップなどのグループ学習を通して、交流機会の充実を図ります。

団体が継続的に活動できるよう、情報発信の支援や研修機会の提供に取り組みます。また、団体の活動が内部活動に留まることなく、活動を通して地域と関わりを持てるきっかけとなるよう、団体間が交流できる場や機会を提供します。

(3) 学びによる豊かな地域づくりの推進

市民の学びが豊かな地域づくりにつながるよう、介護サービス事業所や子育て支援施設などの関係機関や、自治会などの地域活動団体と連携しながら、市民が身に付けた知識や技能、経験を活かせる場の充実を図ります。

学びの成果が実践に活かせるよう、学びと実践をつなぐ人材の計画的・継続的な育成に取り組むとともに、人材が活躍できる仕組みの充実を図ります。

さらに、保護者、地域住民との協力により、子どもを育み、学びを支援する体制づくりを進めるとともに、大学や民間事業者などとの協力により、地域を支える学習機会の充実を図ります。

2 文化

現状と課題

文化は、市民一人ひとりの心の豊かさや創造性を育み、人々や地域のつながりを強めるとともに、教育や観光、国際交流など社会のあらゆる分野と関わり、まちや人々の暮らしにうおいと活力を与えるものです。

本市では日々の暮らしや様々な活動の中で、多くの文化芸術、市民文化、都市文化が形づくられており、こうした中、市では地域に根差した文化の更なる振興・活用を目指し、平成30年度(2018年度)に「浦安市文化政策基本方針」を策定しました。

今後も、地域の文化を後世に伝えるとともに、市民一人ひとりが文化の創造や文化を通じた交流を促進することにより、市民のまちへの愛着とまちの魅力を高めることが重要です。

歴史と伝統文化は、まちの魅力と市民の郷土愛を育む重要な要素の一つであり、今後のまちづくりに向けた源泉となるものです。引き続き、郷土の歴史や伝統文化に触れる機会の提供や文化財の調査・保護、伝統芸能や技能の継承を図る必要があります。また、公有水面埋立事業^{*}以降に培われてきた情報や資源についても収集・整理・保存するとともに、市民が触れる機会を提供する必要があります。

文化会館や市民プラザ、音楽ホールなどにおいては、文化芸術を鑑賞・体験・創造・発表できる機会の充実に取り組んでおり、サークルなどの団体をはじめとする、市民の文化芸術活動も活発に行われています。これからも、誰もが生涯を通して、より身近に文化芸術に触れられるよう、様々な文化芸術の公演、展示などへの支援を行うとともに、文化芸術活動への参加機会の充実や地域における文化芸術活動の振興を図る必要があります。

それら文化芸術は、人々のつながりや相互理解をもたらし、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成や、質の高い経済活動の実現に重要な役割を持つものです。

このような役割を持つ本市が培ってきた様々な文化を、今後、地域コミュニティをはじめ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの分野に活用しながら、市民文化と都市文化の更なる醸成を図る必要があります。



演奏会

施策の展開内容

(1) 歴史・伝統文化の保存・継承

市民がまちの歴史と伝統文化への理解を深め、郷土愛を高められるよう、郷土博物館において、公有水面埋立事業^{*}以降、本市が発展してきた経緯を含め、まちの歴史や伝統文化に触れる機会を充実するとともに、郷土資料の収集・調査研究や、文化財の調査・保護に取り組みます。

また、伝統芸能・技能を学び、体験する機会の提供を通して、伝統芸能・技能を伝えられる人材の育成や活用などを進め、歴史と伝統文化を保存・継承します。

(2) 市民が文化芸術に触れる機会の充実

幼児から高齢者まで幅広い世代の方や障がいのある方、在住外国人など、誰もが文化芸術に触れ、実践できる環境の整備に取り組みます。

市民が文化芸術により高い関心を持つことができるよう、市内で実施されている文化芸術に関する情報提供の充実を図るとともに、本市を舞台にアーティストが自己表現や創作発表を行い、市民が気軽に文化芸術に触れる機会となる「浦安ビエンナーレ^{*}公募展」などの開催に向け取り組みます。

市民の自主的・自発的な文化芸術活動を支援するため、文化芸術を鑑賞・体験・創造・発表できる機会の提供に取り組むとともに、青少年が文化芸術活動を体験・参加しやすい環境づくりを進めます。

文化会館や市民プラザ、音楽ホールにおいて、文化芸術に触れられる事業に取り組むとともに、公共の場で市民が気軽に文化芸術に触れる機会と自己表現の場を引き続き提供します。

(3) 多様な主体による文化を活かした取り組みの推進

人と人とのつながりや地域コミュニティを醸成するため、市・市民・団体・事業者・関係機関など多様な主体による文化活動を通して、豊かな文化を育んでいきます。

これまで受け継がれてきた歴史や伝統芸能・技能、三方を水に囲まれた環境や地域資源を活かしながら、観光、経済、福祉、地域振興などの様々な分野において、文化を幅広く活用します。

3 スポーツ

現状と課題

近年、健康への関心の高まりやライフスタイルの多様化、急速な高齢化の進展などにより、生涯スポーツの重要性が高まっています。

市では平成22年度(2010年度)に、日頃からスポーツを楽しみ、豊かなスポーツを通して、市民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに明るく健康であることを願い「生涯スポーツ健康都市」を宣言し、市民が身近なところで自分に合ったスポーツを生涯にわたり楽しめるよう、継続的な活動の普及と意識の向上に努めてきました。

また、各種スポーツ団体やトップスポーツの競技団体と連携・協力し、より多くの市民にスポーツへの関心を喚起する場を創出してきました。さらに競技スポーツの普及や競技力の向上を図るため、地域のスポーツを支える人材の育成や、選手強化の支援などに取り組んできました。

今後も、すべての市民が自らの目的に向けてスポーツに取り組むことができるよう、多様なニーズに応じたスポーツの機会や情報を提供するとともに、トップスポーツチームとの連携などを通してスポーツへの関心を喚起し普及していくことや、市民の競技力の向上に取り組んでいく必要があります。

また、多様な競技種目の増加によるスポーツ施設の利用需要の増加に対応するとともに、誰もがスポーツに取り組むことができるよう、スポーツ施設の環境改善に取り組むとともに、市民が身近にスポーツに取り組めるよう学校や地域と連携し、学校施設や公園を効果的に活用する必要があります。



陸上教室

施策の展開内容

(1) 多様なニーズに対応したスポーツ機会の充実

東京ベイ浦安シティマラソン、浦安スポーツフェアなどのスポーツイベントの開催を通して、ライフスタイルやライフステージごとの市民ニーズに応じたスポーツに取り組む機会の充実を図るとともに、健康づくりや介護予防にもつながるよう、様々なスポーツの普及に取り組みます。また、これまでにない新たなニーズに対応したスポーツに対する支援に取り組みます。

誰もがスポーツに親しみ、楽しむことができるインクルーシブスポーツ^{*}の視点を持った取り組みを推進します。

スポーツ関係団体の育成と活動を支援し、健康増進や競技スポーツに取り組む市民を増やします。

市民のスポーツに取り組む機運醸成を図るため、国際大会や全国大会などで活躍する選手に対して競技活動の支援に取り組みます。

(2) 誰もがスポーツを楽しめる施設の充実

多様なスポーツニーズに対応したスポーツの機会の充実を図るため、運動公園に集積する様々なスポーツ施設を含めた市内のスポーツ施設について再配置を検討します。

市民の誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ施設のバリアフリー化などの環境整備を推進します。

スポーツ施設の機能の維持・向上を図るため、老朽化の度合いに応じた改修・修繕や設備機器の更新を計画的に推進するとともに、より効果的で効率的な維持管理・運営に取り組みます。

より多くの市民が身近な場所で、気軽にスポーツを楽しむことができるよう、既存のスポーツ施設の利用時間の拡大や、市内の小・中学校や大学などと連携し、体育施設の有効活用を図ります。

市民が生活に身近な場所でスポーツを楽しむことができるよう、公園や海岸・河川などの水辺空間を活用するとともに、多様化に対応していくため、今後必要となるスポーツ施設について調査・検討に取り組みます。

(3) スポーツへの関心を喚起する取り組みの推進

市民のスポーツに対する関心を喚起するため、本市を拠点として活動するトップスポーツチームと連携し、市民がトップレベルのスポーツに触れられる機会を提供するとともに、スタジアムなど運動公園におけるスポーツ施設のあり方について民間事業者やスポーツ関係団体を含めて検討します。

市内のスポーツ施設で実施される様々なイベントや教室などの情報について、速やかで効果的な提供を図ります。

スポーツ指導者やボランティアの育成とともに、地域ニーズに合った活躍の場の提供に取り組みます。

身近な地域で様々な世代の人が、それぞれの志向やレベルにあわせてスポーツに親しめるよう、スポーツ関係団体と連携しながら、総合型地域スポーツクラブ^{*}の充実に取り組みます。